

第四章 深刻化する公害への対処と自然環境保護

第一節 高度経済成長期の公害、自然環境保護―概観

兵庫県では、尼崎市の沿岸部など、戦前からの工業地帯において、早くも昭和二十年代から大気汚染等の公害が発生していた。昭和三十年代からの高度経済成長期を経て、本県の瀬戸内海沿岸部、特に東部と播磨地域において、海岸線の埋立が続ぎ、埋立地などに重化学工業の集積が続いた。これに伴い、瀬戸内海沿岸部の工業地帯を中心に大気汚染や水質汚濁等の公害が深刻化した。昭和四十年代になると、急速な工業化や都市化の進展により、県東部で光化学スモッグが発生し、また、瀬戸内海では赤潮が頻発し、産業廃棄物による環境汚染も深刻になってきた。また、昭和四十年代以降、モーターゼーションの著しい進展、航空旅客需要の増大等により、交通公害も深刻化した。

こうした中、県では、国による大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの法整備に先駆け、公害防止条例や要綱により、産業公害の低減に努めるとともに、昭和四十八（一九七三）年のPCB等の取扱いの規制に関する条例、公害防止協定の締結などにより、環境汚染の防止を図ろうとしてきた。



写真 97 工業地帯から立ち上る排煙（尼崎市提供）

また、都市化や開発の進行に対処するため、昭和四十六年に、基本計画の策定や県独自の自然環境保護地区等の指定制度を内容とする自然保護条例を制定し、総合的な自然環境保護行政への第一歩を踏み出した。

この時期、国や県、県内市町の公害防止の取組は、なお不十分であった。また、県や市町は、臨海部における埋立てや重化学工業の集積を促進することにより、貴重な自然海浜を失わせ、また、結果的に水質汚濁や大気汚染を深刻化させるなど、公害や自然環境破壊の原因者となった場面も少なくない。

生活環境・自然環境の破壊が進む中で、県内においても、住民らによる公害反対運動がいくつも組織され、公害の差止めや公害に起因する被害の賠償を求める訴訟が提起された。例えば、高砂市たかさきにおけるPCB汚染問題に端を発した「入浜いりはま権」運動、大阪国際空港訴訟の過程で大阪弁護士会等によって主唱された「環境権」の考え方は、その後の日本における公害反対運動に大きな影響を及ぼした。

昭和四十年代に、公害防止行政の基本的な仕組みが確立するが、その後、石油危機を経て経済は低成長の時代へと移り、国全体としてみた場合に、五十年代以降、公害・環境行政は停滞期に入る。本県における出来事ではないが、昭和五十二年に公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定基準が厳格化されたことにより（いわゆる五十二年判断条件）、認定申請に対する棄却率が大幅に増加した。また、昭和五十三年には、二酸化窒素の環境基準が緩和された。公害・環境行政の停滞期は、昭和六十年代になっても続く（第二編第四章第二

節「公害対策から地球環境保全へ」参照。

第二節 深刻化する公害への対策

一 公害防止のための体制整備

深刻化する公害と国による規制のはじまり 昭和三十年代以降、重化学工業化が進展する一方、汚染物質の排出対策等が適切に行われず、全国各地の特に工業地帯において、公害による深刻な健康被害が発生した。

当初、国レベルでも、地方公共団体レベルでも公害規制は存在せず、遅ればせながら制定された規制法規も、公害を防止し生命・健康・生活環境被害を防止するには極めて不十分な内容であった。そのため、公害被害者は、司法の場に救済を求めるよりなかった。いわゆる四大公害訴訟の提起があったのもこの時期である（新潟水俣病訴訟は昭和四十二（一九六七）年六月、四日市公害訴訟は同年九月、イタイイタイ病訴訟は四十三年三月、熊本水俣病は四十四年六月）。

兵庫県でも、この時期、大阪国際空港訴訟（昭和四十四年十二月提訴）、国道四三三号線訴訟（五十一年八月提訴）、姫路LNG訴訟（五十三年一月提訴）等の公害訴訟の提訴がなされた。

国レベルの公害規制としては、まず、水質汚濁問題への対処として、昭和三十三年十二月に公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律（以下、水質二法）が制定された。大気汚染への